監査の結果をお知らせいたします。

法令及び年間監査計画に基づき、監査を行いましたので結果をお知らせいたします。

◆監査委員

須　藤　忠　三　　中　川　正　昭

◆１．定例監査

○地方自治法第１９９条第４項および高畠町監査委員条例第３条第１項の規定に基づく監査

○対象：高畠町立図書館（所管課：社会教育課）

○監査の期間

令和５年５月１日から令和５年６月３０日まで

○監査の手続

監査の対象となった施設に関する事務の執行及び事業の状況について、現地視察を行い関係書類等に基づいて、質問、確認、その他通常実施すべき監査手続きを実施しました。

○監査の結果

おおむね適正に行われていると認めた。

○監査意見

高畠町立図書館は、令和元年７月に移転改築したものである。

新図書館になってからは、蔵書を増やし多くの方が利用し町民に喜ばれる施設となっている。特に子どもの頃から本に親しむ機会を作り、乳幼児健診と連携したブック・スタートやよみきかせ、お話し会などにも力を入れている。

開館から約４年が経過したが、施設内外とも整理整頓や清掃はきちんと行き届いており、施設管理に係る業務委託や修繕工事等の事務執行もおおむね適正に行われていた。

ただ、施設に案内板が少なく、入口や返却ポストの場所がわかりにくい。初めての方でも利用しやすい施設になるよう、今後とも適正な管理運営に努めてほしいものである。